

大気中微小粒子状物質検討会設置要綱

20 環 改 計 第 2 号
平成 20 年 4 月 11 日
改正 28 環 改 計 第 417 号
平成 28 年 12 月 1 日
改正 29 環 改 計 第 118 号
平成 29 年 6 月 30 日

(設置目的)

第 1 条 都内の大気中微小粒子状物質（以下「PM2.5」という。）及び光化学オキシダントの実態の調査、原因物質や生成メカニズムの解明及び削減対策等について専門的な見地から学識経験者の意見を聴くため、大気中微小粒子状物質検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(検討事項)

第 2 条 検討会は、次の各号に掲げる事項について調査、検討する。

- 一 PM2.5 及び光化学オキシダントの実態調査に関すること。
- 二 PM2.5 及び光化学オキシダントの原因物質、発生源及び生成メカニズムの解明に関すること。
- 三 PM2.5 及び光化学オキシダントの発生源別寄与割合及びシミュレーションに関すること。
- 四 PM2.5 及び光化学オキシダントの削減対策に関すること。
- 五 その他必要な事項

(構成)

第 3 条 検討会は、学識経験者のうちから、環境局長が委嘱する委員 8 人以内をもって構成する。

- 2 環境局長は、必要があると認めるときは、検討会に臨時委員を置くことができる。
- 3 環境局長は、必要があると認めるときは、検討会に委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。

- 2 委員は、再任を妨げない。

(座長及び副座長)

第5条 検討会に座長及び副座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 副座長は、座長が指名する。
- 4 座長は検討会を代表し、会務を統括する。
- 5 副座長は、座長に事故があるとき、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会は、環境局環境改善部長が招集する。

(開催方法)

第7条 会議は公開とする。

(議事録及び会議資料)

第8条 会議ごとに議事録を作成することとする。

- 2 議事録は、公開とする。ただし、東京都情報公開条例第7条各号に掲げる非開示情報に該当する部分については、非公開とすることができる。
- 3 前項ただし書に基づく非公開は、その根拠を明らかにすることとする。
- 4 前2項及び前3項の規定は、会議資料等について準用する。

(庶務)

第9条 検討会の庶務は、環境局環境改善部計画課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、環境局環境改善部長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月30日から施行する。

大気中微小粒子状物質検討会委員名簿

氏 名	役 職 名
飯島 明宏	高崎経済大学 地域政策学部 教授
岸本 充生	大阪大学 データビリティフロンティア機構 教授
草鹿 仁	早稲田大学 理工学術院 教授
坂本 和彦	一般財団法人 日本環境衛生センターアジア大気汚染研究センター 所長
茶谷 聡	国立研究開発法人 国立環境研究所 主任研究員
戸野倉 賢一	東京大学大学院 新領域創成科学研究科 教授
森川 多津子	一般財団法人 日本自動車研究所 主任研究員
吉門 洋	国立研究開発法人 産業技術総合研究所 客員研究員

(敬称略、五十音順)